

御影山手地区に関する工事関係者の皆さまへ

御影山手まちづくり協定委員会は、住民の安全・安心のため、業者の皆さんに、工事の基本的な事項として、下記の内容のご理解、ご協力、順守をお願いいたします。

御影山手まちづくり協定委員会

工事に関する要望一覧

- ◆工事の看板 工事名、工事期間、時間、工事施工者、連絡先の明記された看板を設置する。
- ◆工期の明記 xxx年xx月xx日からxxxx年xx月xx日
工期を変更する場合は、事前に書面にて、近隣居住者と委員会に連絡し、同意を得る。
- ◆作業時間 準備も含めた作業開始は学童の通学時間を避けて8時30分からとし、撤収完了は片付けを含めて18時00分を厳守(学童等の安全)する。日祭日は一切の作業を休止する。
但し、大雨等の自然環境・他の緊急時等には、事前に、近隣居住者と委員会の同意を得る。
- ◆作業員、工事車両の識別方法 工事関係車両・作業員は、工事関係者である事が明確な識別子の設定・服装をする事。
- ◆家屋の設計 隣家への「のぞき見」の可能性、圧迫感を極力排除する。防犯性を配慮して人感センサー付き門灯・外灯等を設置する。ただし、周囲が暗い場所では常夜灯が望ましい。
- ◆景観 既設の石垣の擁壁がある場合、可能な限り残す。
- ◆騒音・振動防止対策 解体現場は、防音シートで周囲を被われた作業環境とする。
使用する機器(重機等含む)は、低騒音・低振動型とし、破碎機器は、蟹ばさみ・ニップル等を使用する事。(アイオンブレーカー等は高振動のため、使用を認めない。)
重機や車両のアイドリングや空ふかしは厳禁とする。
- ◆粉塵対策 当日の風速、風向きに留意して、散水等で粉塵飛散を抑制する。
工事領域の周囲には、フェンス等を設置する対策をする。
- ◆工事資材、土砂等 現場の工事資材、土砂等は、近隣への迷惑、危険の発生の予防に留意する。
残土・材料等の廃棄物は、現場に残すことなく、法的に決められた処理を行う。
*特に、解体時のアスベスト資材は法的取扱いを遵守する事。
- ◆交通・車両対策 近隣住民の交通を最優先し、工事車両の路上駐車は、荷物の積み降ろし以外は禁止。
工事関係者の車両は、建築現場内或いは近くの駐車場に駐車する事。
車両の待機場所の選定は、近隣の同意、または委員会の同意を得る。
特に、狭い道路の使用は近隣の住民への通知を徹底する事。
*重機、大型車両の運行時間は、通学・通園時間帯でない9:00からとし、帰宅時間を避ける。
*工事車両は、街の西側の若草幼稚園側のバス道からの入出とする。
(2丁目の阪急の踏切(十善寺踏切)を經由する通行は厳禁。)
*御影北小学校西側、南側道路は、工事車両(ダンプ、重機等)は通行禁止。
(西側は7:00から8:30の間歩行者専用道路になるので全面通行できません)
- ◆工事案内 工事の開始一週間以上前に、周辺住民に工事期間明記したを案内を配布する。
- ◆緊急時対策 天候の影響、また工事自体の緊急な事態が発生した場合、関係者一同、緊密な連絡を取り、近隣居住者等に被害が及ばないよう対応する。
- ◆賠償責任 本工事が起因する第三者への損害の補償について、誠意をもって対応する。
- ◆原則的事項 現場作業員に、以上の内容を、当文書の現場掲示版への掲示・作業員への配布等で周知徹底を行い、工事場所の近隣、並びに車両運行経路の住民の迷惑防止に努める。

年 月 日 工事責任者確認

社名

役職・部署等

氏名

TEL

携帯